

公共施設高圧電力供給業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

- (1) 業務名 公共施設高圧電力供給業務
- (2) 業務内容 電力供給業務 一式
- (3) 需給団体 豊明市、日進市、みよし市、東郷町、尾三消防組合及び愛知中部水道企業団
- (4) 需給施設
- | | | |
|-----------|-----------------------|-----------------|
| 豊明市 | ： 豊明市役所本庁舎始 2 4 施設 | (別紙 1 - 1 のとおり) |
| 日進市 | ： 日進市役所本庁舎始 2 8 施設 | (別紙 1 - 2 のとおり) |
| みよし市 | ： みよし市役所本庁舎始 2 5 施設 | (別紙 1 - 3 のとおり) |
| 東郷町 | ： 東郷町役場庁舎始 1 4 施設 | (別紙 1 - 4 のとおり) |
| 尾三消防組合 | ： 尾三消防本部庁舎始 6 施設 | (別紙 1 - 5 のとおり) |
| 愛知中部水道企業団 | ： 愛知中部水道企業団本館庁舎始 7 施設 | (別紙 1 - 6 のとおり) |
- (5) 業務期間
- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 豊明市 | ： 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 3 1 日まで |
| 日進市 | ： 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 3 1 日まで |
| みよし市 | ： 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 3 1 日まで |
| 東郷町 | ： 令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 3 0 日まで |
| 尾三消防組合 | ： 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 3 1 日まで |
| 愛知中部水道企業団 | ： 令和 2 年 6 月 1 日から令和 3 年 5 月 3 1 日まで |

2 仕様

- (1) 電力供給条件 (各施設とも)
- ア 電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧 6, 6 0 0 ボルト
- ウ 計量電圧 6, 6 0 0 ボルト
- エ 標準周波数 6 0 ヘルツ
- オ 受電方式 1 回線受電
- (2) 契約電力、予定使用電力量及び力率
- ア 契約電力 (契約上使用できる電気の最大電力をいう。) 及び予定使用電力量
- | | |
|-----------|-----------------|
| 豊明市 | ： 別紙 2 - 1 のとおり |
| 日進市 | ： 別紙 2 - 2 のとおり |
| みよし市 | ： 別紙 2 - 3 のとおり |
| 東郷町 | ： 別紙 2 - 4 のとおり |
| 尾三消防組合 | ： 別紙 2 - 5 のとおり |
| 愛知中部水道企業団 | ： 別紙 2 - 6 のとおり |
- イ 力率
- 各需給施設とも 1 0 0 パーセント (平均)
- (3) 電力供給期間

業務開始日の午前0時から業務満了日の午前0時まで

(4) 需給地点

需給施設内に設置されている区分開閉器電源側接続点

(5) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

(6) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

(7) 電力量等の計量

ア 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需要電力（需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計算される値をいう。）及び力率の計量は、各需給施設に設置された計量器により行うものとする。

イ 計量日時は、各需給団体と電力供給者（以下「供給者」という。）が協議の上、毎月定めるものとし、供給者が計量結果の記録を提出するものとする。

(8) 電気料金の算定期間

電気料金は、1か月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）の使用電力量により算定する。

(9) 電気料金の算定方法

電気料金の算定方法は、次に掲げる料金を合算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。

なお、料金体系は基本料金と電力量料金（夏季・その他季）に基づく二部料金制とすること。

ア 基本料金

別紙2-1に記載する契約電力、単価及び力率から計算した金額

（算式）契約電力×単価×（1.85-力率/100）

イ 電力量料金

使用電力量に単価の料金を乗じて計算した金額

（算式）使用電力量×（単価+燃料費調整単価）+再生可能エネルギー促進賦課金

ウ 燃料費調整単価

燃料費の変動などにより契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、各需給団体と供給者で協議の上、決定する。ただし、中部電力株式会社の燃料費調整額を超えない範囲で行うものとする。

エ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金

中部電力株式会社が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件によるものとする。

(10) 電気の安定供給

電力供給側の事故や災害により電力供給が停止した場合は、各需給団体の業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保するなど、

電気の安定供給を図ること。

3 選定方法

供給者は、公募型プロポーザル方式により選定する。

4 参加資格

公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 経済産業省資源エネルギー庁の平成30年度電力需要実績において、その他需要（自由料金）高圧が100,000kWh以上の実績がある者
- (3) 豊明市指名停止取扱要領、日進市建設工事等請負業者指名停止取扱要領、みよし市入札参加停止等措置要領、東郷町指名停止取扱要領、尾三消防組合指名停止等措置要領及び愛知中部水道企業団指名停止取扱要領に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者
- (4) 参加申込書の提出日から当該業務の選定までの間、「豊明市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」、「日進市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」、「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「東郷町が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けていない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 官公庁等（法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人その他公的機関を含む。）における電力供給業務の実績がある者
- (7) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者の登録を受けている者
- (8) 「愛知県電力の調達に係る環境配慮方針」（令和元年6月20日付け31地温第172号愛知県環境局長通知）に照らし、環境に配慮した事業者であること。
なお、同方針の「愛知県環境に配慮した電力調達契約評価基準」（別紙3）により算定した環境評価基本項目の評価点の合計点数については、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって発表されたCO2排出係数値により算出し、70点以上（環境評価基本項目による評価点が70点に満たない場合、環境評価加点項目を加えた合計点数が70点以上）とする。
- (9) 中部電力株式会社エリア内の電力提供実績を有する者
- (10) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者

- (11) 経済産業省において再生可能エネルギー特別措置法に基づき、納付金を納付しない電気事業者として公表されている事業者でない者

5 参加者の募集

(1) 募集の公表

令和2年1月28日（火）から本要領を各需給団体のホームページ及び窓口で公表する。

(2) 申込み方法

ア 提出書類

- ① 参加申込書（様式第5号）
- ② 実績に関する書類
- ③ その他必要書類

イ 提出期間 令和2年1月28日（火）午前8時30分から
令和2年2月19日（水）午後5時まで

ウ 提出先

みよし市役所総務部総務課（愛知県みよし市三好町小坂50番地）

6 参加資格の審査等

(1) 参加資格の審査

参加申込者について、「4 参加資格」に規定する参加資格の有無を審査する。

(2) 審査結果の通知

参加資格の審査結果は、参加資格通知書（様式第6号）により令和2年2月21日（金）に全参加申込者に対し、郵送及びメールにより通知する。

(3) 審査結果に対する問い合わせ

ア 説明請求

審査の結果、参加資格を有しないとされた者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 請求方法

令和2年2月27日（木）午後5時までに、みよし市役所総務部総務課へ書面を持参又は郵送する。

7 提案書等の提出

参加資格の審査の結果、参加資格を有するとされた者は、以下により提出書類を提出しなければならない。

(1) 提出書類（各需給団体ごとにそれぞれ作成すること。）

- ア 提案書（様式第1号）
- イ 内訳書（様式第2号）
- ウ 安定供給確約書（様式第3号）

エ 提案数値根拠資料等（任意様式）

オ 愛知県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書（様式第4号）

(2) 提出期限 令和2年3月4日（水）正午まで

(3) 提出先 みよし市役所総務部総務課

8 質疑応答

本業務に対する質問の方法及び回答については以下のとおりとする。

(1) 質問方法

質問書（様式第7号）を用いて、電子メールにて提出すること。

(2) 提出先

みよし市役所総務部総務課

(3) 提出期間

令和2年1月28日（火）午前8時30分から

令和2年2月7日（金）午後5時まで

(4) 回答方法

令和2年2月14日（金）までに、全参加者に対し、電子メールにて回答する。

9 受注候補者の選定

(1) 全需給団体の総額での削減効果見込額（様式第1号第2項）を基準に、最も優れた提案をした者を受注候補者とする。

ただし、各需給団体の削減効果を確保するため、みなし小売電気事業者以外にあっては、需給施設の見込電気料金（様式第1号第4項）に対する削減効果見込額（様式第1号第5項）の割合が、次の表に掲げる割合以下の場合は無効とする。

団体名	削減効果見込額の割合
豊明市	20%
日進市	17%
みよし市	17%
東郷町	17%
尾三消防組合	15%
愛知中部水道企業団	4%

(2) (1)の削減効果見込額（様式第1号第2項）が同額の場合は、各需給団体の削減比率の差が少ない者を受注候補者とする。削減比率も同一の場合は、愛知県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書の合計点数が高い者を受注候補とする。合計点数も同一の場合は、くじにより受注候補者を決定する。

なお、くじの実施については、別途通知する。

10 受注事業者の決定

受注候補者の評価結果について、各需給団体が契約に必要な審査を行い、適格であった場合は受注候補者を受注事業者として決定する。

(1) 選定結果の通知

選定結果の通知は、結果通知書（様式第8号）により、令和2年3月18日（水）に各需給団体から提案をしたすべての者に、書面及びメールにより通知する。

(2) 選定結果に対する問い合わせ

ア 説明請求

受注事業者として決定されなかった受注候補者は、その理由について説明を求めることができる。

イ 請求方法

令和2年3月23日（月）午後5時までに、みよし市役所総務部総務課へ書面（任意の様式）を持参し、請求すること。

11 契約の締結

(1) 各需給団体と受注事業者が協議の上、各需給団体が作成した契約書の様式により契約を締結する。

(2) 契約に当たり、受注事業者は、安定供給確約書（様式第3号）を提出するものとする。

(3) 契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約とする。

(4) 契約年度の翌年度以降において、本事業に係る予算の削減又は削除があった場合は、契約を変更又は解除することがある。

12 参加の辞退

本事業への参加申込み後に参加を辞退する場合は、速やかにみよし市役所総務部総務課に電話連絡の上、辞退届を郵送又は持参により提出すること。

13 スケジュール

別紙4のとおり

14 情報公開

各需給団体が定める情報公開に関する規定に基づき情報公開する。

15 その他

(1) 提案は、複数できないものとする。

(2) 提出書類の追加・変更は原則として認めない。

(3) 提出された書類等については理由の如何に関わらず返却しない。

- (4) 次のいずれかに該当する場合は参加を無効とする。
 - ア 「4 参加資格」の条件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類が期限までに到着しなかった場合
 - ウ 提出書類に不備があった場合
 - エ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - オ いずれかの需給団体において削減効果見込がなかった場合
 - カ 談合その他不正行為があった場合
- (5) 参加に際して要した費用は提案書を提出した者の負担とする。
- (6) 各需給団体が実際に使用する電力は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることがある。
- (7) 契約電力は、その月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値に変更することができる。
- (8) 受注事業者の発電費用等の変動により契約金額を改正する必要があるときは、各需給団体と受注事業者が協議の上、契約金額を変更することができる。
- (9) 支払については、以下のとおりとする。
 - ア 支払期限については、各需給団体と協議の上決定するものとする。
 - イ 請求書は、受注事業者が需給施設毎に作成し、各需給団体へ送付するものとする。
- (10) 通信設備等については、以下のとおりとする。
 - ア 中部電力株式会社との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、通信設備等は中部電力株式会社の財産とし、設置工事については、中部電力株式会社の負担で設置する。
 - イ 通信設備等の取付場所は、中部電力株式会社と協議の上場所を選定し、各需給団体が提供する。
 - ウ 通信設備等の設置の必要なくなった場合は、中部電力株式会社が撤去する。
- (11) 自家発電設備は、契約時に各需給団体が提示するものとする。
- (12) 太陽光発電設備は、契約時に各需給団体が提示するものとする。
- (13) 電力供給の切り替えに係る手続（書類作成等）は、受注事業者が行うものとする。
- (14) 内訳明細書の提出
受注事業者は、契約締結後参考資料として、電力の共同調達を行わなかった場合の参考金額を各需給団体に提示すること。なお、様式については、任意とする。
- (15) 協議
本要領に定めのない事項については、中部電力株式会社の定めに基づき、各需給団体と受注事業者が誠意をもって協議の上解決するものとする。
- (16) この要領に定めるものの他必要な事項は別に定める。

16 結果公表

契約を締結したときは、契約締結後速やかに、次の事項を各需給団体のホームページにお

いて公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務内容及び業務期間
- (3) 受注事業者の所在地、名称等
- (4) その他必要な事項

17 問い合わせ先

(1) 豊明市

担当部署：豊明市市民生活部総務課管財調達係

電話番号：0562-92-8315

FAX番号：0562-92-1141

M a i l : soumu@city.toyoake.lg.jp

(2) 日進市

担当部署：日進市総務部財政課管財営繕係

電話番号：0561-73-3205

FAX番号：0561-73-6845

M a i l : zaisei@city.nisshin.lg.jp

(3) みよし市

担当部署：みよし市総務部総務課庶務担当

電話番号：0561-32-8000

FAX番号：0561-32-2165

M a i l : soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

(4) 東郷町

担当部署：東郷町総務部総務財政課管財係

電話番号：0561-38-3112

FAX番号：0561-38-0001

M a i l : tgo-souzai@town.aichi-togo.lg.jp

(5) 尾三消防組合

担当部署：尾三消防組合事務局総務課財務係

電話番号：0561-38-7202

FAX番号：0561-38-6962

M a i l : soumu@bisan-fd.togo.aichi.jp

(6) 愛知中部水道企業団

担当部署：愛知中部水道企業団管財検査課

電話番号：0561-38-0149

FAX番号：0561-38-2765

M a i l : kanzaikensaka01@suidou-aichichubu.or.jp